

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和4年7月15日開催 生命保険協会]

1. ビジネスモデル対話について

○ 大手保険会社各社との間で、特に、中長期的な観点でビジネスモデルの検討、海外展開、そして、デジタル化の推進について対話してきた。気づきの点は、次のとおり。

① 中長期的な観点でのビジネスモデルの検討について、

- ・ 2060年頃までの人口動態を踏まえた長期的なシミュレーションに基づく社内での過去の議論を振り返り、改めて長期的な視点で国内・海外を含めた戦略について検討を進めている事例
- ・ 今後の経営計画の検討にあたり、長期的に目指す姿を明確にするため、これまで不確実性が高いとして断念していたバックキャスト方式で検討を進めようとしている事例

といった取組みの高度化を進める対応を確認した。

② 海外事業展開について、今後これを進めていく上では、そもそもビジネスモデルの中に海外展開をどう位置づけるのか、という点を明確にすることが重要である。そのうえで、進出国・地域のターゲットや資本枠の検討など、海外事業戦略を明確化することが重要と考えるが、こうした点が引き続き課題となっている事例も確認した。戦略を具体化し、当該戦略に応じた適切なガバナンス態勢を構築していくことが重要である。

③ デジタル化の推進について、例えば、顧客向けの専用Webサイトを提供して、営業職員と顧客との間で、保険・資産運用・健康等に係る情報提供やコミュニケーションを図る取組みを開始した事例など、営業職員の営業活動にデジタルツールを積極的に活用する動きを確認した。デジタル化の推進は経営戦略そのものであり、引き続き、推進態勢の整備や人材の育成・底上げに取り組むことが重要である。

- 2022 事務年度も、持続可能なビジネスモデルの構築に向けて、各社との対話を継続していく。

2. グループガバナンスについて

- 「2021 年保険モニタリングレポート」において、グループガバナンスを有効に機能させるための7つの要素を提示した。2021 事務年度は、これに基づく有効なグループガバナンス態勢が整備・運用されているか、各保険グループと対話してきた。

- その結果、グループガバナンスの実効性の向上を図る取組みとして、例えば、

- ・ 海外子会社の現地経営者に対するインセンティブ報酬やサクセッションプランの内容を日本本社が吟味し補正するなど、ガバナンスを向上させた事例
- ・ リスク管理・コンプライアンス・資産運用・監査等の機能別のグループ会議体を設置し、海外子会社と担当役員レベルでの意見交換を開始している事例
- ・ グループ内の海外人材も有効に活用するため、グループベースで人事データの整備・運用を開始した事例

が見られ、これまでの金融庁との対話も踏まえ、高度化に向けた取組みを継続的に進めている状況を確認した。

- 一方、さらなる高度化が必要な課題事項として、例えば、

- ・ 海外子会社との戦略の共有、事業計画への関与や業績把握といった取組みを個々の子会社ごとに実施しているものの、それを内部統制に係るグループ共通の枠組みとして整理・構築していくことが必要となっている事例
- ・ 海外子会社の業務の適切性を確保することを目的に整備したグループガイドラインや方針について、今後そのグループベースでの運用やモニタリングが課題となっている事例
- ・ グループ構成員の不正防止やモチベーション向上のために、グループピ

ジョンの浸透策等を通じ、グループリスク文化の醸成に向けたさらなる取組みが必要となっている事例

などを確認した。

- 引き続き、海外展開を行っている各保険グループにおいては、海外事業戦略とそれに応じた有効なグループガバナンス態勢のあり方を改めて検討・整理し、更なる高度化に取り組んでいただきたい。2022 事務年度は、海外事業戦略を聴取しつつ、各社が抱えるガバナンス上の課題を中心にフォローアップしていく。

3. 公的保険制度を踏まえた保険募集について

- 保険募集を行うに当たっては、顧客が自らの抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性を適切に理解しつつ、その意向に保険契約の内容が対応しているかが重要である。この点、顧客が自らの抱えるリスクを理解するためには、公的保険を補完する民間保険の趣旨に鑑み、公的保険による保障についての情報提供を適切に行う必要があると考える。
- こうした観点で、金融庁は 2021 年 12 月 28 日に監督指針を改正した。その後、各社が取り組んできた募集人教育や説明等の取組みの事例の収集などを目的にアンケートを実施したほか、一部の社と対話した。
- 具体的には、個々の顧客のニーズに応じた保険募集が行われているか、という観点から、公的保険による保障額の提示も含めて、募集人教育や、顧客への説明の仕方、さらには実際に現場で適切な保険募集がなされることを確保するための仕組みづくりがどうなっているかを対話した。一律の正解があるものではないと考えられるが、参考になると思われる気付きの点は次のとおり。

《募集人教育》

- ・ 大半の生命保険会社は、自社営業職員に対して研修を行っているほか、過半数の会社は研修の受講確認や理解度の確認も実施している。また、単

に公的保険制度を説明するだけでなく、実践的なコンサルティング能力を身に着けさせるために、例えばロールプレイング研修を実施するなどの工夫も一部の会社では見られた。他方で、代理店の募集人に対する教育については、乗合代理店において複数の保険会社が商品を卸していることもあり、保険会社からの教材の共有は広く見られた他、保険会社による教育の支援を実施している事例も一部で見られた。

《顧客への説明》

- ・ 公的保険制度を説明するパンフレットだけでなく、公的保険制度による保障を踏まえたシミュレーションを行うツールを用意している例が多く見られ、個々の顧客のニーズに応じた保険募集を実現するための一つの手法として活用されている例も確認した。他方で、こうしたツールの活用を社として懲慥しているものの、ベテラン層の募集人ほど活用していない傾向にあるとの意見が多かった。この点、営業職員チャネルにおいては、例えば、営業拠点ごとにツールの活用数を把握して各拠点にフィードバックすることで活用を促進する例や、コンサルティングを重視して基本となる募集フローにツールの活用を組み込む例も見られた。
 - ・ 現場で公的保険制度の説明が適切に行われていることを確保するための仕組みについては、例えば、募集人による説明内容を記録させて上長が確認するといった取組みも見られた。
- 各社においては、創意工夫のもとで募集人教育や説明等のあり方について引き続き検討を継続していただきたい。金融庁としても、各社においてどのような取組みが行われているのか、引き続き対話していきたい。については、2022 事務年度も、生命保険会社各社の取組状況についてアンケートや対話の実施を考えている。

4. 節税保険への対応について

- 保険本来の趣旨を逸脱し、節税目的や租税回避を主たる目的としていると受け止められかねない法人向け保険の募集活動を防ぐためのガバナンスについて実態把握を行った。その結果、一部の会社において把握した課題は、

次のとおり。

- ① 保険会社や代理店の募集人等が、節税を主たる目的とした募集を行うために、独自の募集補助資料や研修資料を作成・使用しようとした場合に、早期に検知して対処するための態勢の不備。この点、例えば、コンプライアンス部等が、節税目的で用いられる可能性のあるリスクのある商品を事前に特定したうえで、当該商品に関する募集補助資料等を重点的にチェックする、当該商品の販売動向を注意深く確認するなどの対応が考えられる。
 - ② 営業を優先し、コンプライアンスを軽視する企業文化が社内で醸成されないよう、経営陣から職員へ継続的にメッセージを発信する、研修を実施するといった取組みが不十分。
- また、法人向け保険に限らず、保険本来の趣旨を逸脱し節税や租税回避を主たる目的とした商品開発や募集活動が行われることを防ぐため、国税庁との間で相互に知見や情報の交換を行う連携スキームを構築し、7月14日にプレスリリースを実施した。なお、足元では、一部報道において、変額保険や払済保険等を利用した節税効果を強調した募集活動について多く取り上げられており、金融庁としてもこうした動きを注視し、国税庁との連携スキームも活用しながら実態把握を進めている。
- このような問題の再発を防止するためには、各社において、今一度、商品開発態勢や募集管理態勢の見直しを行うことが重要である。見直しに当たっては、形式的な態勢整備にとどまるのではなく、適切な企業文化が営業現場の隅々にまで至ることが重要である。金融庁としても、こうした観点も踏まえながら、保険契約者等が不利益を被ることがないように、引き続き、立入検査も含めた実効性あるモニタリングを実施していく。

5. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与・拡散金融対策について

- マネー・ローンダリング及びテロ資金供与・拡散金融対策については、金融庁ガイドラインで対応を求めている事項に係る対応を2024年3月末までに完了させ、態勢を整備するよう昨年4月に要請している。2021事務年度は、

大手保険会社を対象にマネロン等対策に係る態勢整備状況についてモニタリングを行った。

- その結果、各社とも犯罪収益移転防止法や当庁ガイドライン等を踏まえて、態勢整備を進めている状況が確認できたものの、より一層の高度化が必要と考えられる事項も確認した。具体的には次のとおり。

《現金取引について》

- ・ 保険料の収納や保険金の支払い等について、銀行等の口座を介さずに現金で取引する場合は、入出金前後の資金の動きを追うことが困難になる。また、実際に現金で銀行等に入金される際に、外形上は保険会社と契約者との正当な取引に見えてしまうことにより銀行等によるチェックをすり抜けてしまうリスクがあるなど、マネロンリスクが高まると考えられる。
- ・ こうした中、営業支社等も含めて現金取扱いを例外なく一切禁止する社も見られた一方、営業職員による現金集金を少なからず取り扱っている社も確認した。各社とも、現金取引に係る件数・金額は減少傾向にあるものの、金銭事故防止の観点も含めて、引き続き、キャッシュレス化を推進していただきたい。

《反社会的勢力への対応について》

- ・ 厳格な顧客管理（EDD: Enhanced Due Diligence）が求められる顧客属性の管理は極めて重要。生命保険契約は、原則として国内居住者を契約関係者としていることもあり、とりわけ「反社会的勢力」に係る管理の重要性が高いと考えられる。各社とも反社会的勢力に係るデータベースを整備し、取引時や契約期間中のスクリーニングを通じて対応を図っていたが、データベースで反社該当の有無を検索する際の精度について、改善の余地がある事例も確認した。
- 2022 事務年度は大手保険会社以外の保険会社に対しても、順次、マネロン等対策に係るモニタリングを実施していく。上記の点も踏まえつつ、引き続き体制整備を進めていただきたい。

6. 保険会社に係る新たな健全性政策の暫定決定について

- 6月30日、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基本的な内容の暫定決定」と題する文書を公表した。暫定決定の公表にあたっては、協会からも数多くの貴重な意見をいただいたところ。
 - 本暫定決定では、2025年の新規制導入を円滑に進める観点から、
 - ・ 新規制導入に向けたタイムラインや国内新規制と ICS との関係の整理といった「第1の柱に関する制度の枠組み」、
 - ・ 経済価値ベースでの保険負債や各リスクの計算方法といった「第1の柱における標準モデル」及び
 - ・ 経済価値ベースのソルベンシー比率（ESR）の適切性を確保するための保険会社の内部検証態勢や外部専門家の活用の方角性といった「ESRに関する検証の枠組み」
- 等、新規制の基本的な内容について整理した。
- なお、金融庁での今後の検討に活用する観点から、暫定決定文書は金融庁のウェブサイトにおいて公開の上、意見募集を行っており、適宜意見を提出いただきたい。
 - この時期に暫定決定を行った趣旨は、保険会社における準備期間を考慮したものであり、保険会社各社におかれては、暫定決定の内容を踏まえ、社内の態勢整備に着実に取り組んでいただきたい。
 - 金融庁では、今後も引き続き、新たな制度への円滑な移行に万全を期す観点からフィールドテストを実施し、その分析結果等を踏まえ、リスク係数や仕様に係る技術的な調整等について検討していく。
また、その検討にあたっては、保険業界とも議論し、議論の成果については、必要に応じて、ICS等の国際的な議論にも反映させていきたいと考えているので、引き続き協力いただきたい。

7. 外貨建保険の販売について

- 募集時の説明不十分等に起因する外貨建保険に関する苦情の発生については、業界の取組み強化などによって減少傾向にあるものの、引き続き高水準である。そのため、2021 事務年度は、主な販売チャネルである金融機関代理店に対する指導・管理の状況等について、2020 事務年度から対象の保険会社を広げてアンケートや対話を行うとともに、金融機関代理店のうち銀行向けの実態把握アンケートも引き続き行った。その結果と所感については、次のとおり。
- 金融機関代理店の募集管理については、適合性判断について具体的な基準を設定していない金融機関代理店が多い、あるいは、保険会社においても金融機関代理店と適合性基準の妥当性について議論している例が少ないという課題があったことから、2021 事務年度もこの点についてモニタリングを行った。この点については、
 - ① 新規委託時に自社の適合性ルールを考え方を金融機関代理店に提示するとともに、当該代理店の適合性確認の考え方を確認している保険会社や、
 - ② 適合性の基準にかかる代理店との協議や好取組事例の共有を開始した保険会社を一部であるが確認できたほか、
 - ③ 社内規則等において何らか具体的な適合性判断の基準を明記する金融機関代理店が増加し、うち銀行では 97 パーセントにまで増加していた。
- 販売後のアフターフォローが苦情縮減や顧客のニーズに応じた商品販売の確保にとっては重要と考えられることから、そうした取組みの進捗状況を確認した。この点については、
 - ① 取組みを社内規程に明確化する金融機関代理店が 10 割近くまで増加したほか、
 - ② 解約返戻金の時価を顧客に伝えるだけでなく、顧客自身に加入目的を振り返っていただく取組みを開始した会社も一部で確認できた。また、
 - ③ 新たにモニタリングを行った社の中にも、高齢の顧客などの一部の代理

店での契約者に対して、元受の保険会社として直接のアウトバウンドコールを実施している会社も一部ではあるが確認できた。

④ 解約返戻金額の時価情報等の情報の提供はアフターフォローとして重要であるところ、各保険会社において金融機関代理店にそうした情報を記載した帳票を提供することに加えて、業界共通帳票の提供も 2021 年秋頃から開始され、更に多くの保険会社から金融機関代理店にアフターフォローの情報提供をすることが可能となり、金融機関代理店における取組みに寄与した。

○ 金融庁としては、引き続き各種取組みの浸透により、苦情縮減が続くことが重要と考えており、2023 事務年度も、生命保険会社各社や金融機関代理店の取組状況について対話していく。

8. 保障内容の見直しに関する顧客視点に立った商品設計

○ 顧客が既存の保険契約を新しい契約に見直す場合については、例えば、新契約のがん不担保期間にがんと診断されて新契約が無効となる場合には、旧契約の解約を取り消して有効な状態に戻す仕組み等、顧客視点に立った契約見直し制度が導入されることが重要である。

そこで、金融庁では 2020 事務年度に引き続き、2021 事務年度にも実態把握アンケートとヒアリングを実施した。

○ その結果、こうした制度導入の動きが業界全体で進んでいることを確認した。また、単に導入するだけでなく、基礎書類への規定化や、販売チャネルによる制度導入の差異を解消するといった対応を行った会社も確認した。

○ 一方、顧客にとって不利益となり得る状況に特段の対応を行っていないごく一部の会社も確認したが、そのうち対応の余地がある場合もあると考えられる会社については、引き続き、商品部長との意見交換会などの機会を通じて対話していく。

9. 金融業界における書面・押印・対面手続の見直しについて

- 2021 事務年度においても、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を開催し、金融業界における見直しの進捗状況や取組事例、引き続きの課題等についてフォローアップを行い、今般（6月24日）、その結果概要を公表した。
- 業界慣行による書面・押印・対面手続の見直しについては、法令等の規制に基づく手続とは異なり、業界全体での積極的な対応や各金融機関の創意工夫等を通じた継続的な取組みが不可欠である。
- 協会においては、こうした認識の下、具体的な期間を設けて、業界慣行における書面・押印・対面手続の見直しに向けて取り組むべき事項を策定し、その具体的な進捗状況を定期的に確認すること等を通じて、その着実な進展を図ることが期待される。
- 具体的な取組事項の検討に際しては、
 - ・ オンライン手続の利用状況の把握・分析を踏まえた利用率向上の検討
 - ・ 各社における課題や取組事例の実質的な共有
 - ・ オンライン手続における公的個人認証サービスの活用を含めた各種手続の更なる電子化の促進

といった、結果概要で示された今後の主なフォローアップのポイントを参照いただきたい。

10. 内部監査モニタリング結果について

《大手保険会社のモニタリング結果》

- 大手保険会社に対しては、近年、グローバルな業務展開や業務の複雑化等が進展し、内部監査の対象も拡大していることなどを踏まえ、グローバル内部監査態勢の整備・高度化について対話してきた。
- 2021 事務年度は、これまでのモニタリングで確認された課題のフォローアップに加え、内部監査リソースの配賦状況等に着目したモニタリングを実施

した。

- まず、グループベースでの監査品質の確保・高度化の取組については、例えば、監査手法の標準化について取組を開始・検討を始めるなど、各社とも一定の進展が認められたものの、海外進出が進んでいる損保グループと比較すると、総じてその取組みは道半ばであるとの印象である。
- また、内部監査リソースの配賦状況を見ると、各社とも、本社から海外拠点を、その経営陣も含めて統制するために必要な能力・経験を持つ人材の確保・育成に課題があるほか、外部環境の変化も踏まえつつ IT やサイバーといった特定専門分野に関する人材を確保することにも課題がある。
- 引き続き、経営陣がこれらの課題をあらためて認識し、さらなる内部監査態勢の高度化が必要である。

《中小保険会社のモニタリング結果》

- 近年、窓販代理店においては、不正話法による保険募集といった悪質な不祥事件が発覚していることに加え、一般代理店においても、保険本来の趣旨を逸脱し、節税や租税回避を目的としていると受け止められかねない募集活動が行われている実態が明らかになっている。
- 2021 事務年度は、このような背景を踏まえ、保険代理店チャネルを主軸としている会社を選定し、監査態勢の実態把握やその十分性等について対話を行ったところであるが、その中でも特に重要と考えられる問題点として、
 - ① 外資系生命保険会社において、本邦のローカルリスクに関する内部監査を全く実施していない上、2nd ラインが実施している保険代理店検査の実効性等を確認していない事例
 - ② リスクアセスメントにおいて、監督指針の改正や税制改正といった外部要因を踏まえた新たなリスクを検知・評価できていないため、重要なリスクに関する監査を行っていない事例
 - ③ 特定の保険商品や代理店における販売の急増等をリスク予兆の一つとして捉える視点が不十分であるため、このような販売動向に関するリスク

を看過している事例

- ④ リスクアセスメントを実施しておらず、監査周期のみで監査先を選定しているなど、リスクベースによる監査態勢に課題が認められる事例

などを確認した。

- これらは、ごく一部の事例であり、このほかにも多数の問題・課題点が認められているが、その詳細は今後公表予定の「保険モニタリングレポート」に記載する予定であるので、内部監査の高度化等に向けた取組の参考としていただきたい。
- 金融庁としては、2022 事務年度も、対話を引き続き実施していくことを考えている。

11. 足元の金融環境の変化に対する保険会社の資産運用の状況及びリスク管理について

- このところ、米欧の金融政策が転換していく中で、緩和的な金融政策を前提として動いてきた世界経済や市場の調整が進んでいるが、その動向を引き続き注視していく必要がある。
- 我が国において低金利環境が継続する間、生命保険会社においては、外国証券での運用を増加させてきたものと承知しているが、金融環境の変化が、マクロ経済にどのように波及するかも含め、保険会社自身に及ぼす様々な影響についてフォワードルッキングに分析し、適切なリスク管理を行うことが重要である。
- また、米欧の金融政策が転換する中で、一般論として、金融緩和局面における市場運用の考え方・戦略・実務が、金融引締め局面において必ずしも有効でない可能性も考えられることから、局面の転換を踏まえた考え方等について、予断を持つことなく意見交換していきたい。

12. 「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問(FAQ)」

改訂について

- 「マネロンガイドラインに関するよくある質問(FAQ)」については、金融機関からいろいろな意見・質問が寄せられており、特に質問の多かった部分の考え方を明確に示すべく、FAQの改訂案を、5月に各協会に送付し、意見やコメントを募集した。
- 改定案に関して、協会からも多数の貴重な意見等をいただいた。
- 現在、いただいた意見等について精査を行っており、後日回答予定。また、いただいた意見等も踏まえ再度検討した改訂版FAQを近日中に公表する予定。

13. 顧客本位の業務運営について

- 6月30日に「投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果」を公表した。
- 本資料では、
 - ・ 一部の販売会社における創意工夫を背景に、顧客による販売会社の選択のメカニズムの実現が見られる一方、
 - ・ 多くの販売会社においては、販売態勢面での実践や、取組方針等の「見える化」に課題があり、その背景には顧客本位の業務運営を経営課題として取り組んでいない可能性があること
 - ・ また、外貨建て一時払い保険については、引き続き、相応の販売が行われている中、預金との誤認や商品・リスク説明不足などを要因とした苦情が寄せられている。

といった点も指摘している。

保険会社におかれては、顧客本位の観点のみならず、コンプライアンス(コンダクト)・リスク管理の観点からも態勢整備に努めていただきたい。

- 今後のモニタリングの主要な観点としては、

- ・ 経営陣が長期的に持続可能な経営戦略を検討し、取組方針において、その内容を明確化・具体化しているか
- ・ 取組方針が営業現場に定着し成果が出ているか

といった点を考えている。引き続き、顧客本位の業務運営の実現に向けて、対応いただきたい。

14. 金融機関システム・フロントランナー・サポートデスクについて

- 金融庁では、金融機関の基幹系システムについて、開発・運用に要する過大なコストを抑えつつ、迅速な更改や外部サービスとの機動的な接続等が実現可能となるよう、2020年3月に「基幹系システム・フロントランナー・サポートハブ」を設置し、金融機関の先進的な取組みを後押ししてきた。
- 保険業界については、2020年6月より、2号案件として「第一生命保険」の支援を行っており、2022年5月には、支援終了に伴う最終報告書を公表している。
- 金融庁としては、2021年11月に「基幹系システム・フロントランナー・サポートハブ」の機能を拡充し、「金融機関システム・フロントランナー・サポートデスク」と刷新する等、引き続き、デジタルイノベーションを通じた金融サービスの高度化・利用者利便の向上を図りたいと考えている。各保険会社におかれては、システムに関する先進的な取組みを検討される際には、併せて本デスクの活用も検討いただきたい。

15. サステナブルファイナンスの取組みについて

- 脱炭素や「新しい資本主義」の実現などが大きな課題となる中で、新たな産業・社会構造への転換を促し、持続可能な社会を実現するための金融（サステナブルファイナンス）の推進が不可欠となっており、金融庁としても重要テーマとして施策を進めてきたところ。
- 7月13日に、サステナブルファイナンスの推進に係る過去1年の施策の

進捗、更なる課題と対応の方向性を取りまとめた「金融庁サステナブルファイナンス有識者会議」の「第二次報告書」を公表した。

- 第二次報告書の概要には、
 - ・ 「**企業開示の充実**」として、6月、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループで、有価証券報告書にサステナビリティ開示の欄を設ける旨の提言を取りまとめており、今後、速やかに関係府令等の整備を進めていくべきこと
 - ・ 「**市場機能の発揮**」として、例えば、企業のESGの取組みを評価するESG評価機関について、評価の公平性等を確保するための「ESG評価機関の行動規範」の案を7月12日に公表しており、評価機関に賛同を求め実施を促していくべきこと
 - ・ 「**金融機関の投融資先支援とリスク管理**」について、7月12日に、金融機関向けの気候変動対応の「ガイダンス」を策定・公表しており、今後、金融機関等によるリスク管理の取組みの深化や顧客事業者との対話が重要となること

といった内容を盛り込んでいる。「第二次報告書」や「ガイダンス」の策定に当たっては、協会からも意見をいただき、御礼申し上げます。

- 第二次報告書等でも記載のとおり、生命保険会社については、長期の資産運用を行うアセット・オーナーとして、
 - ・ 中長期的な視点で、投資先企業における持続可能な経営に資する資金を提供し、また、投資先企業との間で脱炭素を含む事業戦略等について対話を行い、企業の持続的な成長を促していく

ことが重要と考えている。

- 生命保険業界におかれても、
 - ・ 協会において「協働エンゲージメント」を進めていただいているほか、
 - ・ ネットゼロに向けた国際的イニシアティブに参加し、海外金融機関と議論を行いつつ、国内でも、大手金融機関等と連携して、国際的な動向に係る業態横断の意見交換の場を設ける

などの取組みをいただいております、引き続き尽力いただきたいと思います。

16. 6月 IAIS 執行委員会合等の結果について

- 保険監督者国際機構（IAIS）が6月15日に執行委員会合を、16日から17日にグローバルセミナーをクロアチア・ドブロブニクにて開催した。その結果概要には次の通り。
- IAIS 執行委員会合では、国際資本基準（ICS Version 2.0）と米国主導で開発されているグループベースの資本計算手法の合算手法（Aggregation Method）との比較可能性基準に係る市中協議文書が合意され、6月15日に公表された。コメントの期限は8月15日であり、特に①ICSとAMの経済・金融環境に対する感応度を分析するためのシナリオや、②比較可能性評価に用いるサンプルの代表性を判断するための分析の適切性について、市中への問が設けられている。また、IAISの説明文書の中では、比較可能性評価の手法・プロセス・ガバナンスについても簡単に記載されている。
- IAIS 執行委員会合に続いて開催されたグローバルセミナーでは、IAISの足元の作業状況や戦略的に取り組むべきテーマが取り上げられ、具体的には、気候変動、デジタル化、サイバーリスク、システミックリスクに関する包括的枠組み（HF）及びICS・比較可能性評価について、民間参加者も交えた形で活発な議論が行われた。

17. FATF における動向について

- 2022年6月、金融庁の羽瀧国際政策管理官が、FATF基準改訂等を担当する部会の共同議長に指名された。共同議長職への就任は、①我が国の実情や考え方を国際的な議論に反映する、②世界の議論を我が国のマネロン等対策の向上に繋げるという観点から重要な進展である。引き続き、金融機関と緊密に連携したい。

（以上）